

松江市税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則ほか 2 規則をここに公布する。

令和 7 年 7 月 23 日

松江市長

上 走 昭 仁

松江市規則第 52 号

松江市税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則

松江市規則第 53 号

松江市運動施設管理規則の一部を改正する規則

松江市規則第 54 号

松江市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則及び松江市福祉医療費助成条例施行規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則

松江市税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則

松江市税賦課徴収条例施行規則（平成 17 年松江市規則第 53 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分を加える。

改正後	改正前
<u>（入湯税の課税免除）</u> <u>第 4 条の 3 条例第 142 条第 4 号の規則で定める学校行事とは、幼稚園教育要領、学習指導要領又は高等専門学校設置基準に基づく行事に該当するものをいう。</u> <u>2 条例第 142 条第 4 号又は第 5 号の規定により入湯税の課税免除を受けようとする者は、当該課税免除の対象となる行事の名称、宿泊日等を証するものを入湯する鉱泉浴場に提出しなければならない。</u>	

附 則

この規則は、令和 7 年 12 月 1 日から施行する。

松江市運動施設管理規則の一部を改正する規則

松江市運動施設管理規則（平成 30 年松江市規則第 43 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後			改正前		
<u>(附属設備等の使用料)</u>					
<u>第 17 条 条例別表に定める附属設備の使用料は、別表第 4 のとおりとする。</u>					
<u>第 18 条 略</u>			<u>第 17 条 略</u>		
別表第 1(第 2 条関係)			別表第 1(第 2 条関係)		
運動施設名	供用日	供用時間	運動施設名	供用日	供用時間
松江市社会体育館	1 月 4 日から 1 月 28 日まで	自 午前 9 時 至 午後 10 時	松江市社会体育館	1 月 4 日から 1 月 28 日まで	自 午前 9 時 至 午後 10 時
中海スポーツパーク多目的グラウンド	1 月 4 日から 1 月 28 日まで	自 午前 9 時 至 午後 9 時			
別表第 2(第 3 条関係)			別表第 2(第 3 条関係)		
運動施設名	使用申請書の提出期限		運動施設名	使用申請書の提出期限	
松江市社会体育館	当該使用開始の 10 日前		松江市社会体育館	当該使用開始の 10 日前	
中海スポーツパーク多目的グラウンド	当該使用開始の 10 日前				
別表第 3(第 8 条関係)			別表第 3(第 8 条関係)		
運動施設名	還付する使用料の額		運動施設名	還付する使用料の額	
松江市社会体育館	1 使用者が、その責任に帰することができない理由により運動施設を使用することができなくなったとき 使用料の全額		松江市社会体育館	1 使用者が、その責任に帰することができない理由により運動施設を使用することができなくなったとき 使用料の全額	

	2 運動施設の使用の中止を 15 日前までに市長に申し出たとき 使用料の全額	2 運動施設の使用の中止を 15 日前までに市長に申し出たとき 使用料の全額
	3 運動施設の使用の中止を 5 日前までに市長に申し出たとき 使用料の半額	3 運動施設の使用の中止を 5 日前までに市長に申し出たとき 使用料の半額
中海スポーツパーク多目的グラウンド	1 使用者が、その責任に帰することができない理由により運動施設を使用することができなくなったとき 使用料の全額	
	2 運動施設の使用の中止を 15 日前までに市長に申し出たとき 使用料の全額	
	3 運動施設の使用の中止を 5 日前までに市長に申し出たとき 使用料の半額	
別表第 4(第 17 条関係)		
中海スポーツパーク多目的グラウンド		
設備名等	単位	使用料
照明設備(フットサルコート除く。)	1 時間	2,080 円
照明設備(フットサルコート(1 面につき))	1 時間	510 円
冷房及び暖房	1 時間	250 円

附 則

この規則は、松江市運動施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（令和 7 年松江市条例第 39 号）の施行の日から施行する。

松江市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則及び松江市福祉医療費助成条例施行規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則

(松江市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部改正)

第 1 条 松江市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則（平成 18 年松江市規則第 71 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分を加える。

改正後	改正前
(損害補償のうち休業補償を行わない場合) 第 1 条 松江市消防団員等公務災害補償条例（平成 17 年松江市条例第 355 号。以下「条例」という。）第 8 条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 (1) 拘禁刑若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設(少年法(昭和 23 年法律第 168 号)第 56 条第 3 項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。)に拘留されている場合<u>若しくは留置施設に留置されて拘禁刑若しくは拘留の刑の執行を受けている場合</u>、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律(昭和 27 年法律第 286 号)第 2 条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合 (2) 略	(損害補償のうち休業補償を行わない場合) 第 1 条 松江市消防団員等公務災害補償条例（平成 17 年松江市条例第 355 号。以下「条例」という。）第 8 条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 (1) 拘禁刑若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設(少年法(昭和 23 年法律第 168 号)第 56 条第 3 項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。)に拘留されている場合_____ _____、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律(昭和 27 年法律第 286 号)第 2 条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合 (2) 略

(松江市福祉医療費助成条例施行規則等の一部を改正する規則の一部改正)

第 2 条 松江市福祉医療費助成条例施行規則等の一部を改正する規則（令和 7 年松江市規則第 45 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないも

のは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
附 則 1 略 (経過措置) 2 この規則の施行前にした行為に対する____ _____ 刑法等の一部を改正する法律 (令和 4 年法律第 67 号)第 2 条の規定による改正前の刑法(明治 40 年法律第 45 号。____ <u>以下この項において「旧刑法」という。）第 12 条に規定する懲役(以下この項において「懲役」という。)、旧刑法第 13 条に規定する禁錮(以下この項において「禁錮」という。)</u>若しくは旧刑法第 16 条に規定する拘留(以下この項において「旧拘留」という。) の刑の執行のため刑事施設(少年法(昭和 23 年法律第 168 号)第 56 条第 3 項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。以下同じ。)に拘置されている<u>者又は留置施設に留置されて当該行為に対する懲役、禁錮若しくは旧拘留の刑の執行を受けている者に対する</u> この規則による改正後の松江市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則第 1 条第 1 号の規定の適用については、<u>懲役若しくは禁錮又は旧拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者は、それぞれ拘禁刑又は拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者と、留置施設に留置されて懲役若しくは禁錮又は旧</u>	附 則 1 略 (経過措置) 2 この規則の施行前にした行為に対する<u>懲役、禁錮又は</u>刑法等の一部を改正する法律 (令和 4 年法律第 67 号)第 2 条の規定による改正前の刑法(明治 40 年法律第 45 号)____ _____ _____ _____ _____ _____ 第 16 条に規定する拘留____ _____ の刑の執行のため刑事施設(少年法(昭和 23 年法律第 168 号)第 56 条第 3 項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。以下同じ。)に拘置されている<u>場合、</u> _____ _____ この規則による改正後の松江市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則第 1 条第 1 号の規定の適用については、<u>拘禁刑又は拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されているもの</u> _____ _____ _____

<u>拘留の刑の執行を受けている者は、それぞれ留置施設に留置されて拘禁刑又は拘留の刑の執行を受けている者とみなす。</u>	とみなす。
---	-------------------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。